

訪問看護重要事項説明書

(医療保険)

令和 年 月 日現在

1 概要

(1) 訪問看護を提供する事業者

事業者名称	独立行政法人国立病院機構旭川医療センター 訪問看護ステーションはなさき
所在地	北海道旭川市花咲町7丁目4048番地 独立行政法人国立病院機構旭川医療センター内

(2) 営業日・時間、サービス提供地域

営業日・時間 休業日	月曜日～金曜日 午前9時00分～午後4時30分 土曜日、日曜日、国民の祝日、12月29日～1月3日 *必要に応じて24時間の連絡・対応体制を整えております
サービス提供地域	旭川市、比布町、鷹栖町、当麻町

(3) 職員体制

	職 種	常 勤	非常勤	計
	看護師長	(1)	—	旭川医療センターの スタッフが担当いたします
管理者・訪問看護	看護師	(3)	—	
訪問リハビリ	理学療法士・作業療法士	—	—	
事務	事務助手	—	(1)	

2 運営方針

利用者が、安全に安心して在宅療養が継続できるように他職種と連携を図り、看護ケアを提供します。

利用者及びその家族の思いを傾聴し、自己決定を尊重した看護ケアを提供します。

質の高い訪問看護サービスを提供するため、職員の研修を継続して行います。

3 サービスの内容

- ・身体状況、病状、障害の観察、健康相談（血圧・熱・呼吸・脈拍などの測定、病気の観察と助言、食事指導、環境整備）
- ・日常生活の看護（清拭・洗髪・爪切り等による清潔の保持、入浴介助、食事・排泄介助など）
- ・褥瘡の予防・処置
- ・リハビリテーション看護
- ・認知症の方の看護
- ・薬の飲み方と指導
- ・医療機器の管理（点滴、経管栄養、留置カテーテル）、その他医師の指示による処置
- ・家族の健康相談と介護指導
- ・室内環境整備と日常生活用具の利用相談
- ・安全対策、感染症対策の対応

4 訪問看護計画書・報告書の作成

- (1) 訪問看護の提供に当たっては、療養上の目標を設定し、計画的に行うため、看護師等（この項においては准看護師を除く）は、利用者の希望及び心身の状況、主治医の指示等を踏まえて、看護目標、具体的なサービス内容等を記載した訪問看護計画書を作成します。なお、介護保険適用訪問看護を提供する場合は、居宅サービス計画等の内容に沿ったものとします。
- (2) 訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に説明を行い、同意を得て、これを利用者に交付します。なお、介護保険適用訪問看護を提供する場合にあって、居宅サービス計画等を作成している居宅介護支援事業所から求めがあったときは、訪問看護計画書の提供に努めます。
- (3) 看護師等は、利用者の希望及び心身の状況を踏まえて、訪問看護計画書に変更を要すると認めるときは、速やかに主治医や居宅介護支援事業所等関係機関との連絡調整を行います。
- (4) 看護師等は、訪問日、提供した看護内容、サービス提供結果等を記載した訪問看護報告書を作成します。
- (5) 事業所は、主治医との連携を図り適切な訪問看護を提供するため、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を適切に主治医に提出します。

5 訪問看護提供の記録

訪問看護を提供した際には、提供日、提供した具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供します。

6 医療保険による利用料金

(1) 基本利用料・加算料金

健康保険対象者及び高齢者医療対象者の基本利用料の額は、利用者本人の負担割合に応じた料金となります。

別紙 「料金表」のとおり

(2) その他の料金

1) 死後の処置

死後の処置を行った場合は、10,000円（税抜き）をご負担いただきます。

2) キャンセル料

キャンセル料はかかりません。キャンセルが必要になった場合は連絡をお願いします。

（連絡先 0166-51-3908）

(3) 料金の支払方法

毎月末締めとし、翌月10日以降に当月分の料金を請求しますので、月末までに振込又は、旭川医療センター外来窓口にてお支払いください。

7 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

直接、当ステーションに電話でお申し込みください。

入院中の方は、医師、看護師、ケースワーカーにご相談ください。

(2) サービスの終了

1) 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

2) 当ステーションの都合でサービスを終了する場合

利用者が、サービス提供区域外に転居し、それによりサービスの提供継続が困難と見込まれる場合には、終了2週間前までに文書で通知します。

- 3) 自動終了（以下の場合には双方の通知がなくても自動的にサービスが終了します。）
 - ・利用者が介護保険施設に入所または医療機関に入院した場合
 - ・利用者が亡くなられた場合
- 4) その他
 - ・利用者が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず1ヶ月以内に支払われなかった場合
 - ・利用者やその家族の方等が当院や当該ステーション職員に対してサービスを継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当院から文書で通知することで即座にサービスを終了します。

8 事故発生時、緊急時の対応方法

訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合には、速やかに在宅主治医に連絡し、その指示のもとに、適切な処置を行うこととします。在宅主治医との連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じることとします。

また、事故等について、利用者のご家族及び利用者にかかる居宅介護支援事業者、市町村に報告するものとします。

なお、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。

9 虐待の防止のための措置

- (1) 利用者の権利擁護に資するよう、虐待の未然防止、虐待又は虐待が疑われる事案（以下、「虐待等」といいます。）の早期発見、虐待等への迅速かつ適切な対応に努め、必要な取組を進めます。
- (2) 当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。やむを得ず、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

10 衛生管理等

- (1) 管理者は、職員の清潔の保持及び健康状態の管理並びに事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。
- (2) 利用者に必要な訪問看護を安定的・継続的に提供することができるよう、日頃から、適切な感染予防対策を確実に実施するとともに、感染症発生時においては感染拡大防止を図るための取組を進めます。

11 業務継続計画

感染症や災害などの不測の事態が発生した場合にあっても、利用者が継続して訪問看護の提供を受けられるよう業務継続計画を策定します。なお、業務継続計画は、定期的に見直しを行います。

12 個人情報の取扱い及び秘密の保持等

- (1) 利用者及びその家族並びにその他関係者の個人情報については、訪問看護の提供に必要な範囲で収集し、その使用その他取扱いに当たっては、個人情報保護法令の規定を遵守し、適正に対応します。
- (2) 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさず、また、退職し職員でなくなった後も同様とするよう必要な措置を講じます。
- (3) 次のような場合において適切かつ円滑に業務を遂行するため、利用契約の締結に際し文書による同意を得るものとします。
 - 1) 利用者の主治医や関係医療機関、関係市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支

援センター、その他の保健・医療・福祉サービス事業所等との綿密な連携を図るためサービス担当会議 その他の場面において利用者又はその家族の個人情報を収集又は使用する場合。

- 2) 保健所、市町村、利用者が通う学校等又は利用者が入院・入所する保険医療機関等における利用者への適切かつ円滑な対応に資するため利用者又はその家族の個人情報を提供する場合。
- 3) 損害賠償のため保険会社に利用者又はその家族の個人情報を提供 する場合。
- 4) 看護学生等の訪問看護に係る教育に協力するため利用者又はその家族の個人情報を使用又は提供する場合。

13 訪問看護サービス利用における禁止行為

訪問看護サービス利用に当たっては、以下のような行為を禁止します。

- (1) 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- (2) 職員に対する精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
- (3) 職員に対するセクシャルハラスメント（意に沿わない性的誘いかけ、性的ないやがらせ行為）
- (4) その他利用者等による迷惑行為（SNSやインターネット上での誹謗中傷行為、未許可での 業務中の撮影行為）

14 苦情申し立て窓口

- (1) 利用者相談窓口

訪問看護ステーションはなさき

看護師長 木内 陽子 電話 0 1 6 6 - 5 1 - 3 9 0 8

15 その他

- (1) サービスを担当する職員は、事業所の都合により変更する場合があります。原則として担当者の選定は出来ません。
- (2) あらかじめ計画されたサービスの曜日、時間は、利用者及び事業所に都合により変更または中止をする場合があります。その場合は、双方とも出来るだけ早く連絡することとします。
- (3) あらかじめ計画された時間（開始時刻）は、交通事情により遅れる場合があります。
- (4) 職員は、年金の管理や金銭の取扱い等はいたしません。
- (5) 職員への贈り物や飲食等のもてなしはご遠慮させていただきます。
- (6) 災害時は、利用者の承諾なく訪問の変更または中止をする場合があります。

当事者は、訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

サービス事業者

所在地 北海道旭川市花咲町7丁目4048番地

名 称 独立行政法人国立病院機構旭川医療センター
訪問看護ステーションはなさき

説明者

私は、本書面に基づいて、事業者から上記重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名

利用者のご家族又は代理人

住所

氏名
